【⑨複数事業所分の申請】

- 1 複数の事業所で働いています。その複数事業所が休業している場合、それぞれの事業所の 分で支給を受けられるのでしょうか。
- → 複数事業所の休業について申請可能です。ただし、申請時に複数事業所分の情報をまとめ て申請する必要があります。別々に申請することはできません(あとから申請した分は無効 となります)。

(例えば、A事業所とB事業所の2か所で働いている方で、両事業所の分を申請する場合は、A事業所分とB事業所分を必ずまとめて申請してください。A事業所分のみ申請した場合、あとからB事業所分を申請しても無効となりますのでご注意ください。)

支給申請書は複数事業所申請用として、<u>通常の申請書とは異なります。</u>また、<u>郵送での手</u> 続きのみとなりますのでご注意下さい。

なお、7月17日(金)から複数事業所用の申請様式を公表し、申請の受付も開始しました。郵送先は単体事業所分を申請する場合と同様、以下の宛先です。

〒 600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

- 2 申請できる事業所数に上限はありますか。
- → 上限はありません。
- 3 支給申請書 A に記載する事業所はどの事業所の分を記載すればいいですか。
- → 最も休業前賃金額の高い事業所(賃金を一番多くもらっていた事業所)を記載してください。 い。それ以外の事業所については、支給申請書Bに記載してください。
- 4 一部の事業所が支給要件を満たさない場合、申請全体が不支給となるのでしょうか。
- → 支給要件を満たすかどうかは、事業所ごとに判断します。そのため、一部の事業所のみが 要件に該当しない場合は、申請全体を不支給とはせず、当該一部の事業所以外の事業所につ いて支給することとなります。
- 5 休業手当や月額3万円を超える見舞金が支払われている場合は支給の対象とならないですが、複数事業所分を申請する場合はどのようになりますか。また、一部の事業所において、 後から休業手当が支払われた場合はどのようになりますか。
- → 休業手当や見舞金が支払われる場合の取扱いについても、上記4の場合と同様に、個別の 事業所ごとに判断することとなります。また、支援金・給付金が受給した後に休業手当が支 払われた場合についても、当該休業手当が支払われた事業所に係る額のみ返還することとな ります。

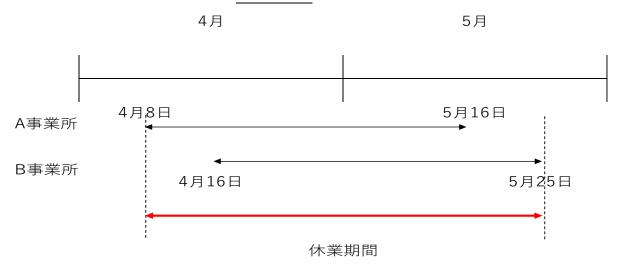
- 6 事業所ごとに休業している期間が異なります。どのように支給申請書に記載すればいいですか。また、休業期間が重複していない月はどうなりますか。
- → 最も休業開始日が早い事業所の休業開始日から、最も休業終了日が遅い事業所の休業終了日までを休業期間とします(例1)。

複数事業所の休業が全く重複していない月(支給単位期間)がある場合、その月(支給単位期間)は単体事業所として別の申請となりますのでご注意ください(例2)。

ただし、休業の期間が全く重複していなくても、休業している月(支給単位期間)が重複している場合は複数事業所分として申請することになります(例3)。

(例1)

A 事業所: 休業期間 4月8日~5月16日 B 事業所: 休業期間4月16日~5月25日

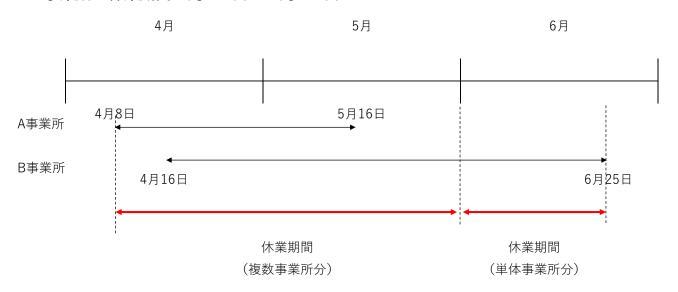


(複数就労用の支給申請書 A の項目 8 の記載)

			9~11は申請書Bの「2. 休業期間における 就労等の状況」をもとに記入してください。											
	 	令和2年		4	月		8	日	3	0	日			
8	対象として 申請する期間	令和2年		5	月		1	~	2	5	日			
		令和2年		6	月			日			日			
		令和2年		7	月			日 ~			日			

(例2)

A 事業所: 休業期間4月8日~5月16日 B 事業所: 休業期間4月16日~6月25日



※複数事業所分としては4月、5月が対象となります。 6 月は B 事業所だけ休業しています ので、B 事業所分のみで別途申請してください。

(複数就労用の支給申請書 A の項目 8 の記載) * 4月、5月分の申請(A、B 事業所分)

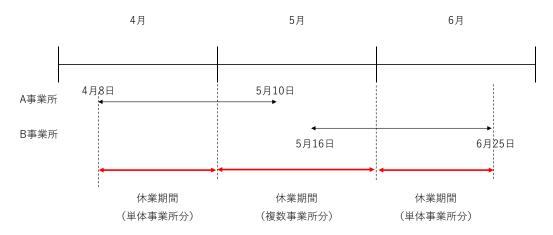
						業期間にま してくださ			
	 支援金·給付金の	令和2年	4	月	8	日 ~	3	0	日
8		令和2年	5	月	1	~ 田	3	1	日
		令和2年	6	月		日 ~			日
		令和2年	7	月		~			日

(支給申請書(労働者申請用初回)の項目8の記載) * 6月分の申請(B事業所分)

			9~11は支給要件確認書事業主記入欄7を 参照して記入してください。										
	 支援金·給付金の	令和2年		4	月			日 ~			日		
8	対象として 申請する期間	令和2年		5	月			日 ~			日		
		令和2年		6	月		1	日 ~	2	5	日		
		令和2年		7	月			日 ~			日		

(例3)

A 事業所: 休業期間4月8日~5月10日 B 事業所: 休業期間5月16日~6月25日



※A 事業所のみで4月、A,B 複数事業所分で5月、B 事業所のみで6月の申請をそれぞれ別 途行ってください。

(支給申請書(労働者申請用初回)の項目8の記載) * 4月分の申請(A事業所分)

			9~11は支給要件確認書事業主記入欄7を 参照して記入してください。										
	支援金・給付金の	令和2年		4	月		8	日 ~	3	0	Ħ		
8	対象として 申請する期間	令和2年		5	月			日~			Ħ		
		令和2年		6	月			日~			B		
		令和2年		7	月			日~			日		

(複数就労用の支給申請書 A の項目 8 の記載) * 5 月分の申請(A,B 事業所分)

			9~11は申請書Bの「2. 休業期間における 就労等の状況」をもとに記入してください。										
	 	令和2年		4	月			日 ~			B		
8	対象として 申請する期間	令和2年		5	月		1	日 ~	3	1	日		
		令和2年		6	月			日 ~			日		
		令和2年		7	月			日 ~			B		

(支給申請書(労働者申請用初回)の項目8の記載) * 6月分の申請(B事業所分)

			9~11は支給要件確認書事業主記入欄7を 参照して記入してください。									
	支援金・給付金の	令和2年		4	月			~ 田			B	
8		令和2年		5	月			日 ~			日	
		令和2年		6	月		1	日 ~	2	5	日	
		令和2年		7	月			~ 田			B	

- 7 複数事業所分を申請する場合の休業前賃金額日額の算定はどのように行うのですか。
- → 休業開始前の過去6か月のうち任意の3か月分の賃金を90で除して算定するという原則は単体事業所の申請の場合と同様です。ただし、複数事業所分の申請の場合は、申請する全ての事業所について、同じ月の賃金で算定することとなります(例1)。

複数事業所としての休業が引き続かず、単体事業所としての別途申請となる場合は、それぞれ休業前賃金日額を別途算定することとなります(例2、3)。

(例1:6の例1の場合)

	3月	2月	1月	12月	11月	10月
A 事業所	10 万円	8 万円	9 万円	11 万円	13 万円	14 万円
B 事業所	5 万円	6 万円	3 万円	7万円	2 万円	
計	15 万円	14 万円	12 万円	18 万円	15 万円	14 万円

●A事業所は12月、11月、10月が、B事業所は3月、2月、12月が金額の高い3か月となりますが、申請する全ての事業所について、同じ月の賃金で算定する必要がありますので、同じ3か月(3月、12月、11月)を選択し、その月の賃金の合計額を90で除して算定することとなります。事業所がC事業所、D事業所・・・と増えた場合も同様です。

(3月+12月+11月)

● (15万+18万+15万) ÷90 日=5,333 円・・・休業前賃金日額 ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。

(例2:6の例2の場合)

●4月および5月の休業前賃金日額は上記例1と同様に算定します。

	5月	4月	3月	2月	1月	12月
B 事業所	1万円	8万円	5 万円	6 万円	3 万円	7 万円

● 6月開始の休業の場合、休業開始前の過去 6 か月(12 月~5月)から任意の 3 か月を選択します。

(4月+2月+12月)

→ (8万+6万+7万)÷90日=2,333円・・・休業前賃金日額 ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。

(例3:6の例3の場合)

	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月
A 事業所	2 万円	8万円	10 万円	8 万円	9 万円	11 万円	13 万円	14 万円
B 事業所	1万円	8万円	5 万円	6 万円	3 万円	7 万円	2 万円	_
計	3 万円	16 万円	15 万円	14 万円	12 万円	18 万円	15 万円	14 万円

- 4月の休業の場合、休業開始前の過去6か月(10月~3月)から任意の3か月を選択します。
 - * 4月分はA事業所単体の休業としての申請となります。

(12月+11月+10月)

- → (11 万+13 万+14 万) ÷90 日=4,222 円・・・休業前賃金日額 ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 5月の休業の場合、休業開始前の過去 6 か月(11 月~4月)から A,B 事業所同じ 3 か月 を選択します。
 - * 5月分はA,B事業所複数としての申請となります。(4月 + 3月 + 12月)
 - → (16 万 + 15 万 + 18 万) ÷90 日 = 5,444 円・・・休業前賃金日額 ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 6月の休業の場合、休業開始前の過去 6 か月(12 月~ 5月)から任意の 3 か月を選択します。
 - * 6月分はB事業所単体の休業としての申請となります。 (4月+2月+12月)
 - → (8万+6万+7万)÷90日=2,333円・・・休業前賃金日額 ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 8 支給申請書の就労等した日数は何を参考に記載すればいいですか。
- → 支給申請書 A および B の 2 枚目や厚生労働省 HP に掲載している申請書の記載案内をご確認ください。